

大田原市告示第130号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第19条第7項の規定により告示し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに大田原市に意見書を提出することができる。

令和8年9月28日

大田原市長 相 馬 憲 一

1 縦覧期間

自 令和8年9月28日
至 令和8年10月13日

2 縦覧場所

大田原市産業文化部農政課 大田原市本町1丁目4番1号
(大田原市役所本庁舎4階)

3 縦覧時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時30分まで

4 意見書の提出方法等

- ・書面にて市農政課に縦覧期間満了の日までに提出すること。
- ・個人の場合、住所、氏名、日付を記載すること。
- ・法人の場合、所在地、法人名、代表者、日付を記載すること。
- ・意見書に対する個別回答は行わず、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。